

中小企業再生支援協議会業務

4. 再生計画調査報告書（完成版）の形式ポイントとサンプルについて

協議会の役割は、公正中立な第三者の立場で、以下のことを行うことにある。

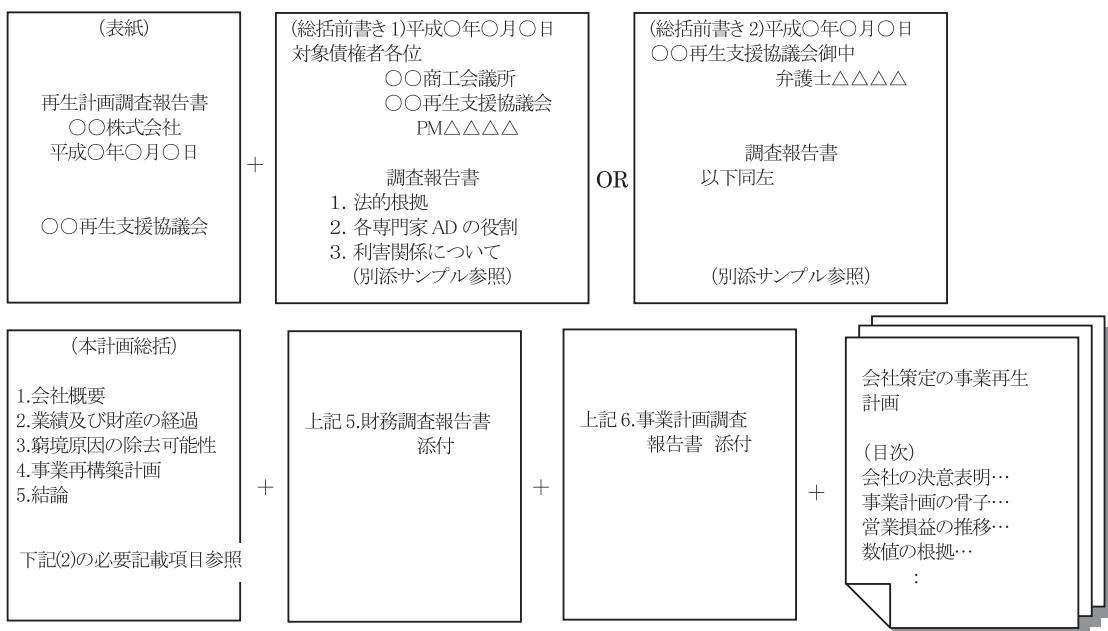
- 協議会の外部専門家が調査分析した財務面・事業面でも実態をもとに、相談中小企業の再生計画策定を支援する。
- 今後の事業計画の実現性と財務面での再生（金融支援含む）に関する相当性、衡平性、合理性を調査・分析し、債権者に対して報告する。
- その後、関係金融機関の調整を行い、再生計画の合意形成を図る。

従って、再生計画調査報告書を纏めるにあたっては、協議会及び外部専門家の役割・利害関係を明記すると同時に、以下の形式のようなポイントを記載することが大変重要になります。

（再生計画調査報告書のサンプルは様式集の「様式 23-1」又は「様式 23-2」を参照）

（1）再生計画調査報告書の形式

- 上記 5 の財務調査報告書と 6 の事業計画調査報告書に、協議会又は弁護士が纏めた前書き及び総括を加えて、再生計画調査報告書として完成させる。（再生計画調査報告書にも、会社が策定した事業再生計画を添付する。）



※再生計画調査報告書の合意に際し、主要債権者等からの求めに応じ、協議会が作成する調査報告書

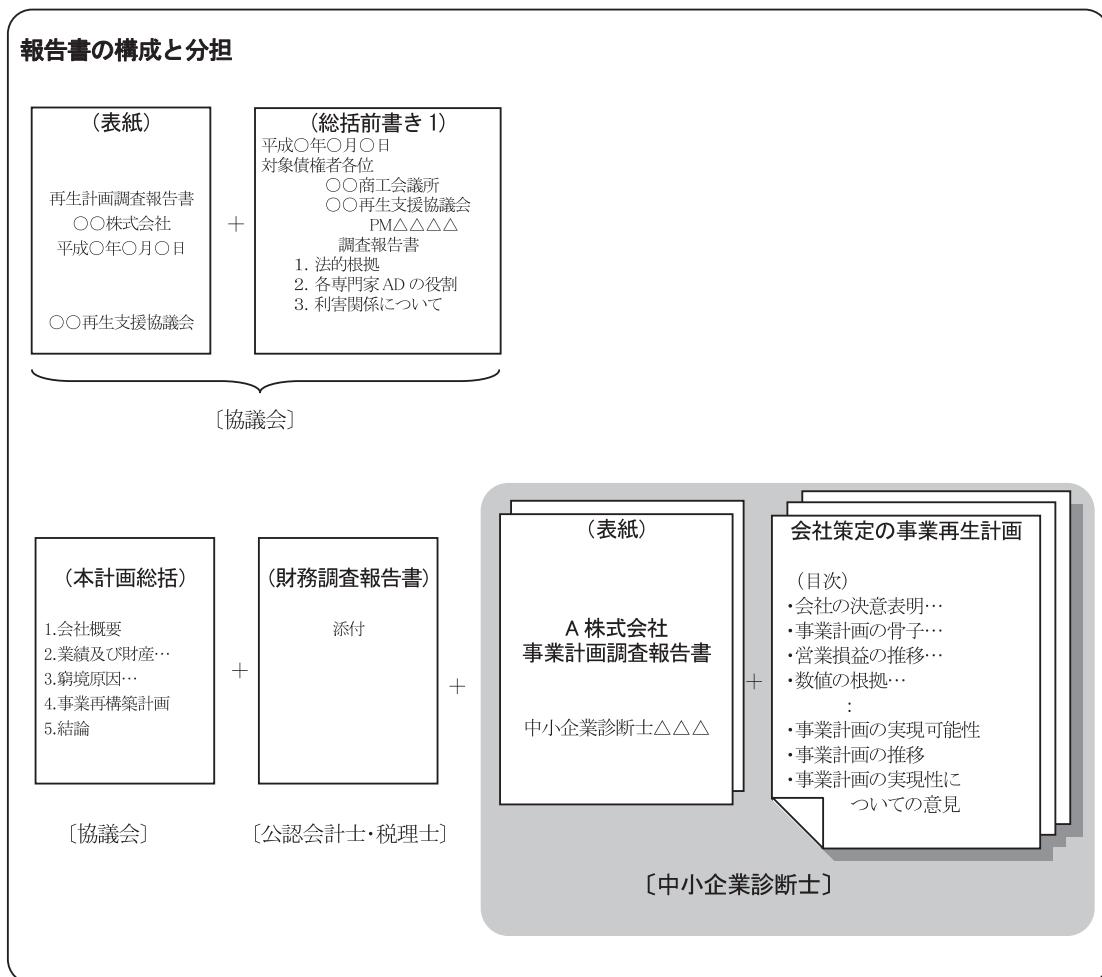
（前書き及び総括）に押印できる。

4. 再生計画調査報告書（完成版）の形式ポイントとサンプルについて

(1) 再生計画調査報告書の形式

再生計画調査報告書は、再生支援協議会が外部専門家（中小企業診断士、税理士等）の調査報告書をもとに、前書き及び総括を加えて完成する。

中小企業診断士の担当箇所は下図のとおりであり、6-(3)で解説した「事業計画調査報告書」が添付される。



中小企業再生支援協議会業務

(2) 必要記載項目

① 会社概要

財務調査報告書及び事業計画調査報告書から纏める

- ・会社概況、事業概況の要約

- ・財務調査報告書形式ポイント<5 (1)③>及び事業計画調査報告書形式ポイント<6 (1)①>を参照

② 業績の経過及び財産の経過

業績及び財産の経過について各々財務調査報告書から主要勘定の推移と合わせ、内容についての要約を記載する。

- ・可能な限り窮境原因まで遡って纏める。

③ 財産の現況と窮境状況

資産及び負債の状況に基づき実質債務超過状況と過剰債務状況について財務調査報告書から要約して記載する。

- ・実質債務超過状況については、財務会計上の純資産額と共に金融庁検査マニュアル別冊（中小企業融資編）から中小企業特性を加味した実質債務超過等も合わせて記載することが望ましい。
- ・正常収益力の算定と実質のフリーキャッシュフローを基に過剰債務状況を記載する。

④ 穷境に至った原因とその除去可能性

上記②の経過推移から具体的に経営が困難になった原因を纏める。

- ・当該窮境原因の除去可能性について記載する。

⑤ 再生計画の概要

事業改善計画の具体的な内容について事業調査報告書の要約と具体的な金融支援内容から、実質債務超過解消状況及び債務償還年数について記載する。

- ・事業計画調査報告書からその骨子と数値推移を要約し記載する。
- ・財務再生スキームの具体策、金融支援内容とB S、P L、C Fの推移の要約を記載する。

⑥ 結論

上記①から⑤の結論として事業計画の実現可能性及び金融支援についての相当性、衡平性、合理性についての意見を記載し本件再生計画に必要性が認められ相当かつ実行可能性があるものであることを結論とする。

協議会が作成する本計画総括の必要記載項目について解説している。中小企業診断士は協議会の求めに応じて、この作成に協力する場合もある。